

及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可											
14 同法第22条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議									○	総合事務所長	
15 同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の不拘及び他の道路占有者等からの意見の聴取									○	総合事務所長	
16 同法第35条の規定による国の行う事業のための道路の占用についての同意									○	総合事務所長	
17及び18 略											
19 同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占有者に対する通知									○	総合事務所長	
20 同法第40条第2項の規定による現状の回復等の指示									○	総合事務所長	
21 同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令									○	総合事務所長	
22～24 略											
25 同法第44条の2第1項の規定による違法放置物の除去									○	総合事務所長	
26 同法第44条の2第2項の規定による違法放置物の保管									○	総合事務所長	
27 同法第44条の2第3項の規定による違法放置物の返還のための公示									○	総合事務所長	
28 同法第44条の2第4項の規定による違法放置物の売却及び売却金の保管									○	総合事務所長	
29 同法第44条の2第5項の規定による違法放置物の廃棄									○	総合事務所長	
30 同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長	
31 同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長	
32 同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可									○	総合事務所長	
33 同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令									○	総合事務所長	
34 略											
35 同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道									○	総合事務所長	

及び第3項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可											地方県土整備局長
14 同法第22条第5項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
15 同法第34条の規定による道路の占用の許可についての条件の不拘及び他の道路占有者等からの意見の聴取									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
16 同法第35条の規定による国の行う事業のための道路の占用についての同意									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
17及び18 略											
19 同法第38条の規定による道路の占用に関する工事の施行及びその旨の道路占有者に対する通知									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
20 同法第40条第2項の規定による現状の回復等の指示									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
21 同法第43条の2の規定による車両の積載物の落下の予防等の措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
22～24 略											
25 同法第44条の2第1項の規定による違法放置物の除去									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
26 同法第44条の2第2項の規定による違法放置物の保管									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
27 同法第44条の2第3項の規定による違法放置物の返還のための公示									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
28 同法第44条の2第4項の規定による違法放置物の売却及び売却金の保管									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
29 同法第44条の2第5項の規定による違法放置物の廃棄									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
30 同法第46条第1項又は第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
31 同法第47条第3項の規定による道路の通行の禁止又は制限									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
32 同法第47条の2第1項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
33 同法第47条の3第1項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長	
34 略											
35 同法第47条の4の規定による道路の通行の禁止又は制限をした場合における道									○	総合事務所長 地方県土整備局長	

路標識の設置										
36～43 略										
44 同法第48条の5第1項の規定による道路等と自動車専用道路との懸帯等の協議及び許可									○	
45 同法第48条の2第2項の規定による道路標識の設置									○	総合事務所長
46 同法第48条の2の規定による必要な措置をすることの命令									○	総合事務所長
47 同法第48条の3第1項から第3項までの規定による自転車専用道等の指定								○		
48 同法第48条の3第4項の規定による市町村長との協議									○	
49 同法第48条の3第5項の規定による自転車専用道等の指定等を旨の公示									○	
50 同法第48条の3第4項の規定による自転車専用道等の通行の制限をした場合における道路標識の設置									○	総合事務所長
51 同法第48条の3第6項の規定による自転車専用道等の通行禁止者に対する措置の命令									○	総合事務所長
52 同法第2条第1項の規定による市町村の分担金の徴収									○	総合事務所長
53～58 略										
59 同法第36条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等についての権限の命令及び委任									○	総合事務所長
60 同法第36条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知									○	総合事務所長
61 同法第36条第5項の身分を示す記票の交付									○	総合事務所長
62 同法第36条第6項の規定による土地の占有者等への土地の一時使用の通知及び意見の聴取									○	総合事務所長
63 同法第37条の2第1項の規定による車両の移動									○	総合事務所長
64 同法第37条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取									○	総合事務所長
65 同法第37条の2第3項の規定による車両の保管									○	総合事務所長
66 同法第37条の2第4項の規定による車									○	総合事務所長

路標識の設置										
36～43 略										
44 同法第48条の4第1項の規定による道路等と自動車専用道路との懸帯等の協議及び許可									○	
45 同法第48条の5第2項の規定による道路標識の設置									○	総合事務所長 地方県土整備局長
46 同法第48条の6の規定による必要な措置をすることの命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長
47 同法第48条の7第1項から第3項までの規定による自転車専用道等の指定								○		
48 同法第48条の7第4項の規定による市町村長との協議									○	
49 同法第48条の7第5項の規定による自転車専用道等の指定等を旨の公示									○	
50 同法第48条の9第4項の規定による自転車専用道等の通行の制限をした場合における道路標識の設置									○	総合事務所長 地方県土整備局長
51 同法第48条の10の規定による自転車専用道等の通行禁止者に対する措置の命令									○	総合事務所長 地方県土整備局長
52 同法第2条第1項の規定による市町村の分担金の徴収									○	総合事務所長 地方県土整備局長
53～58 略										
59 同法第36条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等についての権限の命令及び委任									○	総合事務所長 地方県土整備局長
60 同法第36条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知									○	総合事務所長 地方県土整備局長
61 同法第36条第5項の身分を示す記票の交付									○	総合事務所長 地方県土整備局長
62 同法第36条第6項の規定による土地の占有者等への土地の一時使用の通知及び意見の聴取									○	総合事務所長 地方県土整備局長
63 同法第37条の2第1項の規定による車両の移動									○	総合事務所長 地方県土整備局長
64 同法第37条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取									○	総合事務所長 地方県土整備局長
65 同法第37条の2第3項の規定による車両の保管									○	総合事務所長 地方県土整備局長
66 同法第37条の2第4項の規定による車									○	総合事務所長 地方県土整備局長

	両を返還するために必要な事項の公示													
67	同法第7条の2第5項の規定による車両の移動								○	総合事務所長				
68	同法第8条の規定による非常災害等における土地の一時使用等								○	総合事務所長				
69～71 略														
72	同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 11の(一)により承認又は許可したものに係るもの (二) 13により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの								○	総合事務所長				
73 略														
73の2	同法第71条第4項の規定による道路監理員の任免 (一) 総合事務所において所属する職員を任免するもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長				
74及び75 略														
76	同法第75条第5項の規定による監理処分に伴う損失の補償	○												
77～79 略														
80	同法第86条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議 (一) 同法第86条の2第1項に係るもの (二) 同法第86条の2第2項に係るもの								○	総合事務所長				
二 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく知事の権限に属する事務														
1～3	略													
4	同令第7条第1項及び第2項の規定による車両の総重量等の取扱いの決定									○	総合事務所長			
5	同令第10条の規定による車両の通行方法の決定									○	総合事務所長			
6及び7 略														
8	同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定									○	総合事務所長			
三 略														
四 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和38年鳥取県条例第48号)に基づく知事の権限に属する														
1	同条例第3条の規定による占用料の減免									○	総合事務所長			

	両を返還するために必要な事項の公示													局長	
67	同法第7条の2第5項の規定による車両の移動												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
68	同法第8条の規定による非常災害等における土地の一時使用等												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
69～71 略															
72	同法第71条第1項及び第2項の規定による許可又は承認の取消し、効力の停止等 (一) 11の(一)により承認又は許可したものに係るもの (二) 13により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの								○	総合事務所長				○	総合事務所長 地方県土整備局長
73 略															
73の2	同法第71条第4項の規定による道路監理員の任免 (一) 総合事務所又は地方県土整備局において所属する職員を任免するもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長				○	総合事務所長 地方県土整備局長
74及び75 略															
76	同法第75条第2項の規定による監理処分に伴う損失の補償	○													
77～79 略															
80	同法第86条の2第1項及び第2項の規定による公安委員会の意見の聴取及び公安委員会との協議 (一) 同法第86条の2第1項に係るもの (二) 同法第86条の2第2項に係るもの								○	総合事務所長				○	総合事務所長 地方県土整備局長
二 車両制限令(昭和36年政令第265号)に基づく知事の権限に属する事務															
1～3	略														
4	同令第7条第1項及び第2項の規定による車両の総重量等の取扱いの決定												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
5	同令第10条の規定による車両の通行方法の決定												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
6及び7 略															
8	同令第12条の規定による特殊車両の通行の認定												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
三 略															
四 鳥取県道路占用料徴収条例(昭和38年鳥取県条例第48号)に基づく知事の権限に属する															
1	同条例第3条の規定による占用料の減免												○	総合事務所長 地方県土整備局長	

事務																					
五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略																				
3 同法第4条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理																					○ 総合事務所長
4 同法第4条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の届出																					○ 総合事務所長
5 同法第4条第3項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議																					○ 総合事務所長
6 同法第4条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下																					○ 総合事務所長
7 略																					
8 同法第6条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理																					○ 総合事務所長
9及び10 略																					
11 同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可																					○ 総合事務所長
12 同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可																					○ 総合事務所長
13 同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可																					○ 総合事務所長
14 略																					
15 同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理																					○ 総合事務所長
16 同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認																					○ 総合事務所長
17 同法第16条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令																					○ 総合事務所長
18 同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令																					○ 総合事務所長
19及び20 略																					
21 同法第20条第2項の規定による戻付																					○ 総合事務所長

事務																						
五 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略																					
3 同法第4条第1項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の受理																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
4 同法第4条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の届出																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
5 同法第4条第3項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による国の電線共同溝の占用に係る協議																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
6 同法第4条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用許可申請の却下																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
7 略																						
8 同法第6条第2項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出の受理																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
9及び10 略																						
11 同法第10条の規定による占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
12 同法第11条第1項の規定による占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
13 同法第12条第1項の規定による電線共同溝の占用に係る変更の許可																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
14 略																						
15 同法第14条第2項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
16 同法第15条第1項の規定による電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
17 同法第16条第2項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
18 同法第17条第1項の規定による必要な措置を講ずべきことの命令																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長
19及び20 略																						
21 同法第20条第2項の規定による戻付																						○ 総合事務所長 地方県土整備局長

		復こつての必要な指示							
	22	同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等						○	総合事務所長
六 道路交通法（昭和25年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付						○	総合事務所長
	2	同法第9条の規定による道路の使用の許可こつての所轄警察署長との協議						○	総合事務所長
	3	同法第10条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制こつての意見の申出						○	総合事務所長
七 中国境断自動車道の用地取得等に関する事務	1～3	略							
	4	国に対する協議及び通知						○	姫路島前線用地事務所長
八 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（仮城農道整備事業及び農林漁業用開発油税賦課負担費農道整備事業に係るものに係る。）	1	同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物につての登記の嘱託						○	総合事務所長
	2	同令第20条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託						○	総合事務所長
	3	同令第21条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内こよつて農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合こよける所有権移転の登記の嘱託						○	総合事務所長
九 駐車場法（昭和22年法律第106号）に基づく知事の権限に属する事務（町村の区域に係るものに限る。）	1	同法第2条の規定による路外駐車場の設置及び変更に係る事実の届出の受理						○	総合事務所長
	2	同法第3条第1項の規定による管理規程の届出の受理						○	総合事務所長
	3	同法第3条第4項の規定による管理規程こ定めた事実の変更の届出の受理						○	総合事務所長
	4	同法第4条の規定による路外駐車場の供用の林廃止及び再開の届出の受理						○	総合事務所長
	5	同法第8条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びこ立入検査						○	総合事務所長
	6	同法第9条の規定による是正のためこ必要対措置の命令及び路外駐車場の供用の停止の命令又は合併の手續						○	総合事務所長
十 その他の事務	1	県営土地改良事業（仮城農道整備事業及び農林漁業用開発油税賦負担費農道整備						○	総合事務所長

		復こつての必要な指示							局長
	22	同法第26条の規定による許可又は承認の取消し等						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
六 道路交通法（昭和25年法律第105号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第8条第2項後段の規定による道路の使用の許可申請書の送付						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	2	同法第9条の規定による道路の使用の許可こつての所轄警察署長との協議						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	3	同法第10条の2第3項の規定による公安委員会が行う交通の規制こつての意見の申出						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
七 中国境断自動車道の用地取得等に関する事務	1～3	略							
	4	日本道路公団こ対する協議及び通知						○	姫路島前線用地事務所長
八 土地改良登記令（昭和26年政令第146号）に基づく知事の権限に属する事務（仮城農道整備事業及び農林漁業用開発油税賦課負担費農道整備事業に係るものに係る。）	1	同令第2条の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地及び建物につての登記の嘱託						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	2	同令第23条の2の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の表示の変更の登記の嘱託						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	3	同令第23条の3の規定による県営土地改良事業の施行に係る地域内こよつて農用地の保全又は利用上必要な施設の敷地を取得した場合こよける所有権移転の登記の嘱託						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
九 駐車場法（昭和22年法律第106号）に基づく知事の権限に属する事務（町村の区域に係るものに限る。）	1	同法第2条の規定による路外駐車場の設置及び変更に係る事実の届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	2	同法第3条第1項の規定による管理規程の届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	3	同法第3条第4項の規定による管理規程こ定めた事実の変更の届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	4	同法第4条の規定による路外駐車場の供用の林廃止及び再開の届出の受理						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	5	同法第8条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びこ立入検査						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
	6	同法第9条の規定による是正のためこ必要対措置の命令及び路外駐車場の供用の停止の命令又は合併の手續						○	総合事務所長 地方県土整備 局長
十 その他の事務	1	県営土地改良事業（仮城農道整備事業及び農林漁業用開発油税賦負担費農道整備						○	総合事務所長 地方県土整備 局長

備事案に係るものに限る。以下この頁において同じ。)を施行するため必要な土地若しくは建物、立木その他土地定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結

2 略						
3	県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾					○ 総合事務所長
4	県営土地改良事業に係る分担金・負担金の調達					○ 総合事務所長
5	県営土地改良事業により造成された財産に係る追加放棄等の承認					○ 総合事務所長
6	県営土地改良事業に係る行燈地等の使用許可及び行燈地等の使用料の減免 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの				○	○ 総合事務所長
7	道庁鑑査員の身分証明書の交付					○ 総合事務所長

道一 道路法に
路 基づく知事
建 権限に属
設 する事務
課 (道庁鑑査課
の所掌事務
に係るもの
に限る。)

1~4 略						
5	同法第36条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等についての権限の命令及び委任					○ 総合事務所長
6	同法第36条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知					○ 総合事務所長
7	同法第36条第5項の身分を示す記票の交付					○ 総合事務所長
8	同法第36条第6項の規定による土地の占有者等への土地の一時使用の通知及び意見の聴取					○ 総合事務所長
9	同法第37条の第1項の規定による車両の移動					○ 総合事務所長
10	同法第37条の第2項の規定による警察署長の意見の聴取					○ 総合事務所長
11	同法第37条の第3項の規定による車両の保管					○ 総合事務所長
12	同法第37条の第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示					○ 総合事務所長
13	同法第37条の第5項の規定による車両の移動					○ 総合事務所長

備事案に係るものに限る。以下この頁において同じ。)を施行するため必要な土地若しくは建物、立木その他土地定着する物件の取得、所有権以外の土地に関する権利の取得、使用若しくは消滅又は損失の補償に係る契約の締結

2 略						
3	県営土地改良事業に係る施設等の譲与に伴う登記の嘱託及び嘱託の承諾					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
4	県営土地改良事業に係る分担金・負担金の調達					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
5	県営土地改良事業により造成された財産に係る追加放棄等の承認					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
6	県営土地改良事業に係る行燈地等の使用許可及び行燈地等の使用料の減免 (一) 重要なもの (二) 軽易なもの				○	○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
7	道庁鑑査員の身分証明書の交付					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>

道一 道路法に
路 基づく知事
建 権限に属
設 する事務
課 (道庁鑑査課
の所掌事務
に係るもの
に限る。)

1~4 略						
5	同法第36条第1項の規定による道路に関する調査等のための他人の土地への立入り等についての権限の命令及び委任					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
6	同法第36条第2項の規定による土地の占有者への他人の土地への立入り等の通知					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
7	同法第36条第5項の身分を示す記票の交付					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
8	同法第36条第6項の規定による土地の占有者等への土地の一時使用の通知及び意見の聴取					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
9	同法第37条の第1項の規定による車両の移動					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
10	同法第37条の第2項の規定による警察署長の意見の聴取					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
11	同法第37条の第3項の規定による車両の保管					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
12	同法第37条の第4項の規定による車両を返還するために必要な事項の公示					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
13	同法第37条の第5項の規定による車両の移動					○ 総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>

	高さが15メートル未満のものを除く。以下河川課の項の一に於て同じ。)に係るもの (二) (一)以外で取水量が1秒に最大0.1立方メートル未満で一時的な占用に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもののうち特定水利使用に係るもの (四) (一)、(二)及び(三)以外のもの								○		○	総合事務所長
24	同法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可 (一) ダムに係るもの (二) 流水の占用を伴うもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
25	同法第25条の規定による土石等の採取の許可										○	総合事務所長 地方県土整備局長
26	同法第26条第1項及び第4項の規定による河川区域内の土地における工作物の新築、改築等の許可 (一) ダムに係るもの (二) 流水の占用を伴うもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
27 略												
28	同法第27条第1項の規定による土地の掘削等の許可又は竹木の根莖若しくは枝採の許可 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
29 略												
30	同法第30条第1項の規定による工作物の新築又は改築の工事の完成検査 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で河川法施行令(昭和40年政令第4号)第17条第2号及び第3号に掲げる工作物(以下河川課の項の一の31及び32に於て「工作物」という。)の新築又は改築の工事に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの										○	総合事務所長 地方県土整備局長
31	同法第30条第2項の規定による工作物の一部の使用の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で工作物の一部の使用										○	総合事務所長 地方県土整備局長

に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの									
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除去等の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で26の(三)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの						○			総合事務所長
33 同法第32条第1項の規定による流水占用料等の徴収								○	総合事務所長
34 同法第34条第1項の規定による権利の譲渡の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で流水の占用の許可に係るものうち特定水利使用に係るもの (三) 流水の占用の許可に係るものうち(一)及び(二)以外のもの (四) (一)から(三)まで以外のもの						○	○	○	総合事務所長
35～60 略									
61 同法第4条第5項の規定による過剰金の徴収								○	総合事務所長
62 同法第5条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20の(二)、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの								○	総合事務所長
63 略									
64 同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査								○	総合事務所長
65 同法第89条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用								○	総合事務所長
66 同法第89条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知								○	総合事務所長
67 同法第89条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取								○	総合事務所長

に係るもの (三) (一)及び(二) 以外のもの									局長
32 同法第31条第2項の規定による工作物の除去等の命令 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で26の(三)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
33 同法第32条第1項の規定による流水占用料等の徴収								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
34 同法第34条第1項の規定による流水の占用の許可に基づく権利の譲渡の承認 (一) ダムに係るもの (二) (一)以外で流水の占用の許可に係るものうち特定水利使用に係るもの (三) 流水の占用の許可に係るものうち(一)及び(二)以外のもの (四) (一)から(三)まで以外のもの								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
35～60 略									
61 同法第4条第5項の規定による過剰金の徴収								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
62 同法第5条の規定による許可又は承認の取消し、変更等 (一) 20の(二)、25又は26の(三)により承認又は許可したものに係るもの (二) 23の(二)又は24の(三)により許可したものに係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
63 略									
64 同法第78条第1項の規定による許可を受けた者等からの報告の徴収又は許可に係る工事その他の行為に係る場所等への立入検査								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
65 同法第89条第1項の規定による河川の調査等のための土地の立入り又は土地の一時使用								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
66 同法第89条第2項の規定による土地の立入りについての土地の占有者に対する通知								○	総合事務所長 地方県土整備 局長
67 同法第89条第6項の規定による土地の一時使用についての土地の占有者等からの意見の聴取								○	総合事務所長 地方県土整備 局長

68 略										
69	同法第90条の規定による河川管理施設の維持等の関係地方公共団体への委託								○	総合事務所長
二 略										
二の二	鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による流水占用料等の減免						○	総合事務所長
三	河川法施行細則(昭和40年鳥取県規則第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条の規定による工事等の完了の検査						○	総合事務所長
四 略										
五	河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和40年建設省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第2条の規定による附帯工事の施行についての通知						○	総合事務所長
		2	略							
		3	同令第4条第1項の規定による附帯工事計画の通知						○	総合事務所長
		4	同令第5条第2項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定 (一) 次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの (1) 電線、ケーブルその他これらに類するもの (2) 水管、下水道管、ガス管その他の管類 (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		5	同令第6条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一) 4の(一)により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		6	同令第8条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ						○	総合事務所長
		7	同令第9条第2項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長
		8	同令第10条の規定による負担金の返付等の命令 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの						○	総合事務所長

68 略										
69	同法第90条の規定による河川管理施設の維持等の関係地方公共団体への委託								○	総合事務所長 地方県土整備局長
二 略										
二の二	鳥取県流水占用料等徴収条例(平成12年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による流水占用料等の減免						○	総合事務所長 地方県土整備局長
三	河川法施行細則(昭和40年鳥取県規則第40号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条の規定による工事等の完了の検査						○	総合事務所長 地方県土整備局長
四 略										
五	河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則(昭和40年建設省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第2条の規定による附帯工事の施行についての通知						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		2	略							
		3	同令第4条第1項の規定による附帯工事計画の通知						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		4	同令第5条第2項の規定による附帯工事に係る県の負担金の額の決定 (一) 次に掲げる工作物の管理者の申請に係るもの (1) 電線、ケーブルその他これらに類するもの (2) 水管、下水道管、ガス管その他の管類 (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		5	同令第6条の規定による附帯工事の施行又は負担金の使用についての指示、検査及び報告の要求 (一) 4の(一)により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		6	同令第8条の規定による附帯工事に係る工作物の引継ぎ						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		7	同令第9条第2項の規定による附帯工事の調査及び負担金の額の決定 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの (二) (一)以外のもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長
		8	同令第10条の規定による負担金の返付等の命令 (一) 4により負担金の額を決定したものに係るもの						○	総合事務所長 地方県土整備局長

	(二) (一)以外のもの								○	
五の二 略										
六 海浜法に基づく知事										
の権限に属する事務(耕地収及び空母等陸の所掌事務に係るものを除く。)										
17	同法第7条第1項又は第37条の4の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用の許可(一)一時野営の占用又は許可期間満了後の継続的占用に係るもの								○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの								○	
18	同法第8条第1項又は第37条の5の規定による土石の採取等の許可								○	総合事務所長
19及び20 略										
21	同法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議(一) 17の(一)又は18に係るもの								○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの								○	
22	同法第11条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による占用料及び土石採取料の徴収								○	総合事務所長
23	同法第12条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等(一) 17の(一)又は18により許可したものに係るもの								○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの								○	
24及び25 略										
26	同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの								○	総合事務所長
	(二) (一)以外のもの								○	
27及び28 略										
29	同法第14条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等								○	総合事務所長

	(二) (一)以外のもの								○	
五の二 略										
六 海浜法に基づく知事										
の権限に属する事務(耕地収及び空母等陸の所掌事務に係るものを除く。)										
17	同法第7条第1項又は第37条の4の規定による海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用の許可(一)一時野営の占用又は許可期間満了後の継続的占用に係るもの								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
18	同法第8条第1項又は第37条の5の規定による土石の採取等の許可								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長 地方県土整備局長
19及び20 略										
21	同法第10条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議(一) 17の(一)又は18に係るもの								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
22	同法第11条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による占用料及び土石採取料の徴収								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長 地方県土整備局長
23	同法第12条(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等(一) 17の(一)又は18により許可したものに係るもの								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
24及び25 略										
26	同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の設計等の承認又は協議(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの								○	総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) (一)以外のもの								○	
27及び28 略										
29	同法第14条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等								○	中曽総合事務所長 西館総合事務所長

																			地方県土整備局長		
																			30 略		
																			31 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			32 同法第21条第1項又は第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 26の(一)により許可したものに係るもの	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			(二) (一) 以外のもの	○	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			33 略		
																			34 同法第24条第1項の規定による海岸保全台帳の記載及び保管(同法第37条の8にのみで準用する場合を含む。)	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			35 略		
																			35の2 同法第28条第1項の規定による市町村の負担金の徴収	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			35の3~39 略		
																			40 同法第35条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長
																			41~43 略		
七 鳥取県海岸占用料等徴収条例(平成2年鳥取県条例第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第3条の規定による占用料等の減免																	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長	
八 鳥取県海岸施設詳細規則に基づく知事の権限に属する事務(耕地課及び等衝港湾渠の所掌事務に係るものを除く。)	1	同規則第6条の規定による工事等の完了の検査																	○ 総合事務所長	中宮総合事務所長 西宮総合事務所長 地方県土整備局長	
																			2 略		
九 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく知事の権限に属する事務	1及び2 略																				
	3	同法第10条第3項の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知																		○ 総合事務所長 地方県土整備局長	
																			4 略		

5	同法第1条第1項の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知及び周知																		○	総合事務所長	
6～8 略																					
9	同法第3条第2項及び第3項の規定による水防情報の通知及び周知																			○	総合事務所長
10及び11 略																					
12	同法第6条第1項の規定による水防警報の発令及び同法第3項の規定による警報事項等の関係水防管理者等への通知																			○	総合事務所長
13	同法第9条の規定による避難のための立退きの指示																			○	総合事務所長
14	同法第30条の規定による水防管理者等に対する指示																			○	総合事務所長
15～19 略																					

十及び十一 略

十二 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務(河川課の砂利採取事務に係るものを除く。)	1	同法第6条の規定による砂利の採取計画の認可																			○	総合事務所長	
	2	同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可																				○	総合事務所長
	3	同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理																				○	総合事務所長
	4	同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理																				○	総合事務所長

治山砂防課

一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務(河川課の砂利採取事務に係るものを除く。)	1～4 略																						
	5	同法第6条の規定による砂利の採取計画の認可																				○	総合事務所長
	6	同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可																				○	総合事務所長
	7	同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理																				○	総合事務所長
	8	同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理																				○	総合事務所長
	9	同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令																				○	総合事務所長
	10	同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令																				○	総合事務所長
	11	同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理																				○	総合事務所長

5	同法第1条第1項の規定による洪水等の予報の水防管理者等への通知及び周知																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
6～8 略																							
9	同法第3条第2項及び第3項の規定による水防情報の通知及び周知																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
10及び11 略																							
12	同法第6条第1項の規定による水防警報の発令及び同法第3項の規定による警報事項等の関係水防管理者等への通知																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
13	同法第9条の規定による避難のための立退きの指示																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
14	同法第30条の規定による水防管理者等に対する指示																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
15～19 略																							

十及び十一 略

十二 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく知事の権限に属する事務(河川課の砂利採取事務に係るものを除く。)	1	同法第6条の規定による砂利の採取計画の認可																				○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	2	同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可																				○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	3	同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理																				○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	4	同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理																				○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>

治山砂防課

一 砂利採取法に基づく知事の権限に属する事務(河川課の砂利採取事務に係るものを除く。)	1～4 略																							
	5	同法第6条の規定による砂利の採取計画の認可																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	6	同法第20条第1項の規定による砂利の採取計画の変更の認可																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	7	同法第20条第2項の規定による砂利の採取計画の軽微な変更の届出の受理																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	8	同法第20条第3項の規定による砂利の採取計画の認可を受けた者の氏名等の変更の届出の受理																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	9	同法第22条の規定による認可採取計画の変更の命令																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	10	同法第23条の規定による災害の防止のための必要な措置等の命令																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	11	同法第24条の規定による砂利の採取の廃止の届出の受理																					○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>

	12	同法第26条の規定による採石計画の認可の取消し又は採石の採掘の停止の命令								○	総合事務所長
	13	同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収(採石の採掘計画に係るものに限る。)								○	総合事務所長
	14	同法第44条第2項又は第3項の規定による採石採取業者の事務所等への立入検査等の実施								○	総合事務所長
	15	略									
	16	同法第34条第4項の規定に係る身分証明書の発行 (一) 総合事務所における所管職員に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
	17	同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 (一) 申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
	18	同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採掘計画の変更の命令等の措置								○	総合事務所長
	19	同法第43条の規定による国又は地方公共団体の行う協議								○	総合事務所長
一の二 鳥取県採石採取条例(平成15年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第8条の規定による指導								○	総合事務所長
	2	略									
二 採石法(昭和25年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4	略									
	5	同法第33条の規定による岩石の採掘計画の認可 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
	6	同法第33条の5第1項の規定による岩石採掘計画の変更の認可 (一) 5の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長
	7	同法第33条の5第2項の規定による岩石								○	総合事務所長

	12	同法第26条の規定による採石計画の認可の取消し又は採石の採掘の停止の命令								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	13	同法第33条の規定による業務に関する報告の徴収(採石の採掘計画に係るものに限る。)								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	14	同法第44条第2項又は第3項の規定による採石採取業者の事務所等への立入検査等の実施								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	15	略									
	15の2	同法第34条第4項の規定に係る身分証明書の発行 (一) 総合事務所及び <u>地方県土整備局</u> における所管職員に係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	16	同法第36条第3項の規定による関係市町村長への通報 (一) 申請があったときに係るもの及び5又は6により処分したときに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	17	同法第37条第2項の規定による市町村長から要請があった場合の認可採掘計画の変更の命令等の措置								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	18	同法第43条の規定による国又は地方公共団体の行う協議								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
一の二 鳥取県採石採取条例(平成15年鳥取県条例第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第8条の規定による指導								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	2	略									
二 採石法(昭和25年法律第91号)に基づく知事の権限に属する事務	1~4	略									
	5	同法第33条の規定による岩石の採掘計画の認可 (一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	6	同法第33条の5第1項の規定による岩石採掘計画の変更の認可 (一) 5の(一)により認可したものに係るもの (二) (一)以外のもの								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>
	7	同法第33条の5第2項の規定による岩石								○	総合事務所長 <u>地方県土整備局長</u>

	(一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの										○	総合事務所長	
	(二) 岩石の採取を主目的としな公共工事に係るもの										○	総合事務所長	
	(三) (一) 及び (二) 以外のもの										○	総合事務所長	
三 略													
三の二 鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び第10条第7項の規定による審議会の意見の聴取											○	総合事務所長
	(一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの											○	総合事務所長
	(二) (一) 以外のもの											○	総合事務所長
	2 同条例第8条の規定による指導											○	総合事務所長
3 略													
四 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1~8 略												
	9 同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等											○	総合事務所長
	10 同法第30条の規定による違反事実の更正等の命令											○	総合事務所長
11 略													
五 略													
六 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項の規定による制限行為の許可											○	総合事務所長
	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可											○	総合事務所長
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新											○	総合事務所長
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事実の変更の許可											○	総合事務所長
	5 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為等についての協議											○	総合事務所長
	6 同条例第10条第3項の規定による採取料等の減免											○	総合事務所長
	7 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認											○	総合事務所長
8 略													
	9 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収											○	総合事務所長

	(一) 砕石以外の用に供する岩石の採取計画で採取区域が1ヘクタール未満のものに係るもの											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	(二) 岩石の採取を主目的としな公共工事に係るもの											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	(三) (一) 及び (二) 以外のもの											○	総合事務所長 地方県土整備局長
三 略													
三の二 鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第3項、第7条第3項、第9条第2項及び第10条第7項の規定による審議会の意見の聴取											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同条例第8条の規定による指導											○	総合事務所長 地方県土整備局長
3 略													
四 砂防法(明治30年法律第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1~8 略												
	9 同法第29条の規定による制限行為等の許可の取消し等											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	10 同法第30条の規定による違反事実の更正等の命令											○	総合事務所長 地方県土整備局長
11 略													
五 略													
六 鳥取県砂防指定地等管理条例(平成15年鳥取県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第1項の規定による制限行為の許可											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	2 同条例第5条第1項の規定による砂防設備等の占用の許可											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	3 同条例第6条第2項の規定による許可期間の更新											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	4 同条例第7条第1項の規定による許可に係る事実の変更の許可											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	5 同条例第9条の規定による国等が行う制限行為等についての協議											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	6 同条例第10条第3項の規定による採取料等の減免											○	総合事務所長 地方県土整備局長
	7 同条例第14条第1項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認											○	総合事務所長 地方県土整備局長
8 略													
	9 同条例第16条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収											○	総合事務所長 地方県土整備局長

七 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による現制取行爲を行っている者からの届出の受理										○	総合事務所長	
	2 同規則第9条の規定による制取行爲等の着手、制取行爲等の終了等及び住所等の変更の届出の受理										○	総合事務所長	
	3 同規則第9条の規定による制取行爲等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理										○	総合事務所長	
八 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略												
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置										○	総合事務所長	
	2の2~7 略												
	8 同法第8条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可										○	総合事務所長	
	9 略												
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等										○	総合事務所長	
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等										○	総合事務所長	
	12 略												
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査										○	総合事務所長	
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令										○	総合事務所長	
	15~21 略												
	九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1~2 略											
		3 同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置										○	総合事務所長
4 同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可											○	総合事務所長	
5 同法第7条第4項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為についての国等との協議											○	総合事務所長	
6 同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分											○	総合事務所長	
7 同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとるべき旨の勧告											○	総合事務所長	
8 同法第10条第1項の規定による急傾斜											○	総合事務所長	

七 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年鳥取県規則第29号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条の規定による現制取行爲を行っている者からの届出の受理											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	2 同規則第9条の規定による制取行爲等の着手、制取行爲等の終了等及び住所等の変更の届出の受理											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	3 同規則第9条の規定による制取行爲等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
八 地すべり等防止法(昭和三十二年法律第30号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略													
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	2の2~7 略													
	8 同法第8条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	9 略													
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	12 略													
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令											○	総合事務所長 地方県土整備局長	
	15~21 略													
	九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく知事の権限に属する事務	1~2 略												
		3 同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置											○	総合事務所長 地方県土整備局長
4 同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内において行う行為の許可												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
4の2 同法第7条第4項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における行為についての国等との協議												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
5 同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
6 同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の必要な措置をとるべき旨の勧告												○	総合事務所長 地方県土整備局長	
7 同法第10条第1項の規定による急傾斜												○	総合事務所長 地方県土整備局長	

設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	書の提出者の決定 (一) 請負対象総計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び航空機整備事業に係るもの	○	○						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	○	○							
	6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象総計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び航空機整備事業に係るもの	○	○						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	○	○							
7～37 略																		
三～六 略																		
七 略																		
八 略																		
九 略																		
十 略																		
十一 略																		
十二 略																		
十三 略																		
十四 略																		
十五 略																		
十六 略																		
十七 略																		
十八 略																		
18 空港整備法(昭和31年法律第80号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第2項において準用する同法第8条第2項の規定による工事の施行についての国土交通大臣との協議	○																
2 略																		
十九 略																		
設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務	書の提出者の決定 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び航空機整備事業に係るもの	○								鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	○	○						
	6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象総計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象総計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象総計金額が1,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び航空機整備事業に係るもの	○	○						鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長	○	○							
7～37 略																		
三～六 略																		
7 鳥取県立のみとさかい交通館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可	○																
	2 同条例第4条第2項の規定による入館の拒否及び退去の命令	○																
	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令	○																
	4 同条例第6条の規定による利用の許可の取消し	○																
	5 同条例第8条の規定による使用料の減免	○																
八 略																		
九 略																		
十 略																		
十一 略																		
十二 略																		
十三 略																		
十四 略																		
十五 略																		
十六 略																		
十七 略																		
十八 略																		
19 空港整備法(昭和31年法律第80号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略																	
二十 略																		

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)

人権局、庶務集中局及び水産振興局の個別申請に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称		
		専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者							
		知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長	
指 導 管 理 室	一 地方自治 法施行令（ 昭和02年政 令第6号） に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第168条第1 項の規定による指定 金融機関の指定	○									
	2 同令第168条第3 項又は第4項の規定 による指定代理金融 機関又は指定代理金 融機関の指定	○										
	3 同令第168条第8 項の規定による指定 代理金融機関若しくは 指定代理金融機関の 指定又はその取消し について、指定金 融機関からの意見の 聴取	○										
二 鳥取県取 入証紙条例 （昭和09年 鳥取県条例 第9号）に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同条例第5条第3 項の規定による証紙 の小売りさばき人の 指定		○									
	2 同条例第7条第1 項ただし書の規定に よる証紙の返還に基 づく現金の還付又は 他の証紙との交換の 認定			○								
三 鳥取県会 計規則（昭 和09年鳥取 県規則第11 号）に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第03条の 規定による会計検査 （物品に係るものを 除く。）の実施		○									
集 中 化 推 進 室	一 地方自治 法施行令に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第168条の7 第2項の規定による 歳入歳出外現金の出 納の通知（所得税及 び社会保障料に係る ものに限る。）			○							
	二 人事管理 に関する事 務	1 非常勤職員及び臨 時的任用職員に係る もので、次の掲げるも の (1) 給与の支出命 令及び当該支出に 伴う法外支出 (2) 給与に関する 証明及び報告			○							
		2 本庁（自治研修所 、衛生環境研究所、 消費生活センター、 産業技術センター、 及び労働委員会 事務所に所属する職 員の児童手当の受給 資格及びその額）の 認定			○							
三 其 他 の 事 務	1 地方自治法施行令 第160条の2第1項 第2号に掲げる経費 の債務が確定する前 に包番内で行う支出 負担行為及び支出命 令		○									
	2 鳥取県用品調達等											

別表第3 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)

人権局及び水産振興局の個別申請に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 種 類 内 容	事務処理権限の区分								地方機関の 長の名称		
		専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者							
		知事	部長	局長	課長	地方機 関の長	部長	局長	課長		地方機 関の長	
一 人 権 推 進 課	一 鳥取県立 人権ひまわり 21の設置及 び管理に関 する条例（ 平成33年鳥 取県条例第 47号）に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第3条第2 項の規定による利用 の可否及び是法の命 令				○						
	2 同条例第4条の規 定による必要は措置 の命令					○						

に関する特 別措置法(昭 和51年法 律第43号)	2. 略 に基づく知 事の権限に 属する事務																			
十五 漁業経 営の改善及 び再建準備 に関する特 別措置法(昭 和51年政令第 132号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1及び2 略																			
十六 略																				
十七 鳥取県 漁業経営維 持安定資金 利付補助規 則(昭和51 年鳥取県規 則第9号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第3条第1 項の規定による漁業 経営再建計画の認定	○																		
2 同規則第4条第1 項の規定による漁業 経営再建計画の変更 の認定	○																			
3 同規則第4条第3 項の規定による漁業 経営再建計画の取消 し	○																			
十八 略																				
十九 鳥取県 殺菌漁業セ ンター手 料徴収条例 施行規則(平 和8年鳥 取県規則第 25号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第6条の規 定による手数料の減 免	○																		殺菌漁業セ ンター所長
2 同規則第7条の規 定による手数料の還 付	○																			殺菌漁業セ ンター所長
別表第4 (第6条、第11条関係)																				
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分																				
種 類	事務処理権限の区分																			
	委任決裁権者																			
	行政監察 監	建設事業 評価室長	工事検査 出頭所長	検査員																
略																				

に関する特 別措置法(昭 和51年法 律第43号)	3. 略 に基づく知 事の権限に 属する事務																				
十五 漁業経 営の改善及 び再建準備 に関する特 別措置法(昭 和51年政令第 132号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1及び2 略																				
3 同令第5条第2項 の規定による再建計 画の変更の認定	○																				
4 同令第5条第3項 の規定による再建計 画の認定の取消し	○																				
十六 略																					
十七 略																					
別表第4 (第6条、第11条関係)																					
工事検査に係る決裁事項及び事務処理権限の区分																					
種 類	事務処理権限の区分																				
	委任決裁権者																				
	行政監察 監	行政監察 室工事検査 室長	工事検査 出頭所長	検査員																	
略																					

第 2 条 鳥取県事務処理権限規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後

改正前

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第1条関係)

個別事項に係る事務処理権限

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
		知事	部長	課長	知事	部長	課長		
略									
障 害 福 祉 課	一 障害者自立支援法(平成7年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(同法第5条第9項に規定する自立支援医療に係る事務(2、30から32までに掲げる事務を除く。))において、当該事務のうち障害者自立支援法施行令(平成8年政令第10号)第1条第1号に規定する育成医療に係るものを除く。	11						○	総合事務所長
	12 略								
	13 同法第39条第1項の規定による指定障害者支援施設に係る指定の変更							○	
	14 同法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の指定の更新							○	総合事務所長
	15 同法第41条第1項の規定による指定障害者支援施設の指定の更新							○	
	16 同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者の変更等に係る届出の受理							○	総合事務所長
	17 同法第46条第2項の規定による指定障害者支援施設の変更に係る届出の受理							○	
	18 同法第47条の規定による指定障害者支援施設の指定の希求に係る届出の受理							○	
	19 略								
	20 同法第48条第3項において準用する同法第1項の規定による指定障害者支援施設等の設置者に対する報告等の命令等							○	総合事務所長
21 同法第48条第4項において準用する同法第1項の規定による指定相談支援事業者に対する報告等の命令等							○	総合事務所長	
22 略									
23 同法第49条第2項の規定による指定障害者支援施設等の設置者に対する届出							○		
24 同法第49条第3項の規定による指定相談支援事業者に対する届出							○	総合事務所長	
25 同法第49条第4項の規定による公表(指定障害者支援施設に係るものを除く)							○	総合事務所長	

所 属 名	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称	
		専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
		知事	部長	課長	知事	部長	課長		
略									
障 害 福 祉 課	一 障害者自立支援法(平成7年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(同法第5条第8項に規定する自立支援医療に係る事務(2、30から32までに掲げる事務を除く。))において、当該事務のうち障害者自立支援法施行令(平成8年政令第10号)第1条第13号に規定する育成医療に係るものを除く。	11							
	12 略								
	13 同法第41条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の更新							○	総合事務所長
	14 略								
	15 略								
	16 同法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更等に係る届出の受理							○	総合事務所長
	17 略								
	18 略								
	19 略								
	20 略								
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 同法第49条第4項の規定による公表							○	総合事務所長	

26 同法第9条第4項の規定による公表(指定障害者支援施設に係るものに限る。)								○	
27 同法第9条第5項の規定による勧告に係る措置の命令(指定障害者支援施設に係るものを除く。)								○	総合事務所長
28 同法第9条第5項の規定による勧告に係る措置の命令(指定障害者支援施設に係るものに限る。)								○	
29 同法第9条第6項の規定による公示(指定障害者支援施設に係るものを除く。)								○	総合事務所長
30 同法第9条第6項の規定による公示(指定障害者支援施設に係るものに限る。)		○							
31 略									
32 同法第30条第3項において準用する同条第1項の規定による指定障害者支援施設に係る指定の取消し等								○	
33 同法第30条第4項において準用する同条第1項の規定による指定相談支援事業者に係る指定の取消し等								○	総合事務所長
34 同法第31条の規定による公示(指定障害者支援施設に係るものを除く。)								○	総合事務所長
35 同法第31条の規定による公示(指定障害者支援施設に係るものに限る。)			○						
36 略									
37 略									
38 略									
39 略									
40 略									
41 略									
42 略									
43 略									
44 略									
45 略									
46 略									
47 略									
48 略									
49 略									
50 略									

17 同法第9条第5項の規定による勧告に係る措置の命令								○	総合事務所長
18 同法第9条第6項の規定による公示								○	総合事務所長
19 略									
20 同法第31条の規定による公示								○	総合事務所長
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									

新									
9	同法第24条の13の 規程による変更に係 る届出の受理							○	
10	同法第24条の14の 規程による届出に係 る届出の受理							○	
11	同法第24条の15第 1項の規程による指 定施設設置者等対 する報告等の命令等								○ 総合事務所長
12	同法第24条の16第 1項の規程による報 告							○	
13	同法第24条の16第 2項の規程による公 表							○	
14	同法第24条の16第 3項の規程による措 置命令							○	
15	同法第24条の16第 4項の規程による公 示								○
16	同法第24条の17の 規程による指図の取 消し等							○	
17	同法第24条の18の 規程による公示								○
18	同法第24条の19第 2項の規程によるあ つせん又調整及び 要請								○ 児童相談所長
19	同法第24条の20第 1項の規程による障 害児施設運営費の支 給の決定								○ 児童相談所長
20	略								
21	略								
22	略								
23	略								
24	同法第24条の4第 1項の規程による児 童自立生活援助事業 を行う者に対する報 告の請求及び関係者 への訪問又は事務所 等への立入検査の実 施								○ 総合事務所長
25	同法第24条の5の 規程による児童自立 生活援助事業の制限 又は停止の命令							○	
26	略								
27	略								
28	略								
29	略								
30	同法第7条の2第 1項の規程による障 害児施設給付費等の 額に相当する金額の 徴収							○	
31	同法第7条の2第 2項の規程による指 定知事認可施設等 に対する返還請求等							○	

1	略								
2	略								
3	略								
4	略								
5	同法第24条の4第 1項の規程による障 害児相談支援事業等 を行う者に対する報 告の請求及び関係者 への訪問又は事務所 等への立入検査の実 施								○ 総合事務所長
6	同法第24条の5の 規程による障害児相 談支援事業等の制限 又は停止の命令							○	
7	略								
8	略								
9	略								
10	略								

32 同法第7条の3第1項の規定による障害児の保護者等に対する報告等の命令等										○	児童相談所長
33 同法第7条の4の規定による官公署に対する文書の複製等の要求等										○	児童相談所長

34 略
35 略
36 略
37 略
38 略
39 略

40 同法第33条の3の2第1項の規定による障害児施設給付費等の支給の決定										○	児童相談所長
41 同法第33条の3の2第2項の規定による重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給の決定										○	児童相談所長

六～九 略

十 知的障害者福祉法（昭和55年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務

1及び2 略											
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務

1～3 略											
4 同法第22条の4第4項の規定による精神障害の認定										○	
5 略											
6 略											
7 略											
8 略											

11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略

六～九 略

十 知的障害者福祉法（昭和55年法律第37号）に基づく知事の権限に属する事務

3 同法第5条の11第1項の規定による指定的障害者更生施設等の指定										○	
4 同法第5条の27の規定による指定的障害者更生施設等の設置者からの変更の届出の受理										○	
5 同法第5条の28の規定による指定的障害者更生施設等の設置者等に対する報告の命令若しくは出頭等の要求、関係者に対する質問又は書類等類等の検査											○ 総合事務所長
6 同法第5条の29の規定による指定的障害者更生施設等からの指定等届出の届出の受理										○	
7 同法第5条の30第1項の規定による指定的障害者更生施設等の指定の取消し										○	
8 同法第5条の31の規定による指定的障害者更生施設等の指定等の公示									○		

十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく知事の権限に属する事務

1～3 略											
4 略											
5 略											
6 略											
7 略											

37	略									
38	略									

十二及び十三 略										
十四	鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による鳥取県立社会福祉施設の利用の許可 (一) 鳥取県立協成学園の利用に係るもの (二) 鳥取県立総合療育センターの利用に係るもの (三) 鳥取県立鳥取療育園の利用に係るもの (四) 鳥取県立中部療育園の利用に係るもの								○ 協成学園長 ○ 総合療育センター院長 ○ 鳥取療育園長 ○ 中部療育園長

十五	略									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略										
一 略										
健康対策課										
二 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務										
	1~5	略								
	6	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項の規定による指定養育施設機関の指定の取消し							○	
	7	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び監査報酬の額の改定							○	
	8	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託							○	
	9	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による指定養育施設機関の管理者に対する報告の要求及び監査記録等の検査							○	
	10	同法第20条第7項において準用する児							○	

30	略									
31	略									
32	同法第30条第2項の規定による精神障害者社会復帰施設に係る届出の受理及び同法第3項の規定による届出事実の変更届の受理並びに同法第4項の規定による施設の廃止又は廃止届の受理								○	
33	同法第30条の2の4第1項の規定による精神障害者社会復帰施設の長に対する報告の徴収要求等									○ 総合事務所長
34	同法第30条の2の5の規定による精神障害者社会復帰施設の設置者に対する事業の停止等の命令								○	

十二及び十三 略										
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

十四	略									
----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

略										
一 略										
健康対策課										
二 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務										
	1~5	略								
	6	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9第8項の規定による指定養育施設機関の指定の取消し							○	
	7	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の4第1項の規定による診療内容等の審査及び監査報酬の額の改定							○	
	8	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の4第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託							○	
	9	同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の9の5第1項の規定による指定養育施設機関の管理者に対する報告の要求及び監査記録等の検査							○	
	10	同法第20条第7項において準用する児							○	

		児童福祉法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め																		
		11 略																		
三 児童福祉法に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第20条第1項の規定による療育の給付																	○	
	2	同法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬の額の決定																	○	
	3	同法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支払に関する事務の委託																	○	
	4	同法第21条の4第1項の規定による指定療育機関の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査																	○	
	5	同法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時差止め																	○	
	6	同法第21条の5の規定による医療の給付等																	○	
	7	同法第26条第7項の規定による医療機関の支払はなかつた額の徴収																	○	
		四～十九 略																		
		略																		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、鳥取県中小企業設備資金貸付規則等を廃止する規則（平成18年鳥取県規則第58号。以下「廃止規則」という。）の規定による廃止前の鳥取県中小企業設備資金貸付規則（昭和39年鳥取県規則第55号）第3条の規定に基づき同規則第1条の金融機関が同規則第2条の中小企業者に貸し付けた資金に係る県の当該金融機関に対する貸付けについては、なお従前の例による。

3 施行日前に、廃止規則の規定による廃止前の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第10号）第3条第1項の規定に基づき同項の金融機関が同規則第2条第3号の中小企業者等に貸し付けた同規則第3条第1項の長期運転資金に係る県の当該金融機関に対する貸付けについては、なお従前の例による。

4 施行日前に、廃止規則の規定による廃止前の鳥取県特別金融対策資金貸付規則（昭和41年鳥取県規則第11号）第3条第1項の規定に基づき同項の金融機関が同規則第2条の中小企業者等に貸し付けた同規則第3条第1項の特別金融対策資金に係る県の当該金融機関に対する貸付けについては、なお従前の例による。

(鳥取県労働委員会事務局組織規則の一部改正)

5 鳥取県労働委員会事務局組織規則（昭和27年鳥取県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(審査調整課の所掌事務)	(審査調整課の所掌事務)

第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 職員の人事に関すること（所属職員の児童手当の受給資格及びその額の認定に係るものを除く。）。

(4)～(17) 略

第3条 審査調整課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 職員の人事に関すること。

(4)～(17) 略